2024年３月19日 参議院総務委員会　会議録抄

地方税法・地方交付税法等改正案（2024年度予算案関連）①

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　地方財政計画、地方交付税法に関し、会計年度任用職員の課題から始めたいと思います。

　昨年の第211回通常国会における地方自治法の一部を改正する法律案の審議、そして可決、成立を踏まえ、その後の地方自治体における措置の経過と実情、今後の対応等を質疑します。

　昨年の４月25日の当委員会の質疑で指摘しました地方自治体の会計年度任用職員、臨時・非常勤職員の役割や存在の意義、重要性に対する認識について、松本大臣からは、会計年度任用職員の方々が地方行政の重要な担い手として活躍いただいていると明確に見解を出していただきました。大臣見解のとおり、重要な担い手ということを踏まえれば、それにふさわしい処遇がなされなければならず、特に会計年度任用職員の勤勉手当の支給並びに月例給の遡及改定については適切かつ万全な措置が全ての自治体において図られなければなりません。

　会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、改正地方自治法の公布日である昨年５月８日以降、地方自治体における関係条例の整備状況をお尋ねいたします。

　具体的には、昨年12月までに関係条例の議決を終えている自治体数、本年３月までに議決を予定している自治体数、さらには、いまだ関係条例の整備が予定もされていない自治体数について、それぞれ明らかにしていただきたいと思います。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長**　会計年度任用職員の勤勉手当に関する条例の整備状況につきましては、令和５年12月１日時点におきまして、そのときの予定も含めましてですが、12月までに議決をすると回答したところが525団体、３月まで、今年３月までに議決をする予定であると回答したところが1,151団体でございます。

**○岸まきこ**　2024年度からの勤勉手当支給が遺漏なく全ての自治体において行わなければなりません。しかし、いまだ関係条例の整備が予定されていない自治体が110以上ありましたかね、今の数でいうと、そういった自治体も存在しているのは残念でなりません。

　これは、改正地方自治法の趣旨、そして地方公務員法における均衡の原則という観点から極めて重大で看過できない問題ですが、明快な見解を明らかにされるとともに、これら取組に遅れがある自治体に対して総務省としてどのように対応するのか、お伺いします。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長**　総務省としましては、引き続き、先ほどの地方公共団体に対しましては、会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、改正法の趣旨を踏まえ適切な対応を行うよう促してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　促していただくというのは、この間もいろいろやってきてはいただいているんですが、今みたいに110以上も超える市区町村が残念ながら行われていないという実態にあります。

　ちなみに、これ、勤勉手当を支給する代わりに、まさか給料とか報酬、期末手当の引下げを行うようなことはあってはならないと考えるんですが、このことは総務省としても、2023年の12月27日の公務員部長通知にて、新たに期末手当又は勤勉手当を支給する一方で、給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないものであるとして、明確にしていただいておりますが、地方自治体においてこのような状況はないということでよろしいでしょうか。実態把握していますか。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長**　　会計年度任用職員に勤勉手当を支給する一方で、給与を、給料又は報酬等を引き下げる予定の地方公共団体は、令和５年12月１日時点におきまして139団体となってございます。

　そのうち、多くの自治体はその理由を、勤勉手当を支給するに当たり、従前、勤勉手当が支給されないことを踏まえて常勤職員よりも高く設定していた期末手当の支給月数を常勤職員の支給月数にそろえることによるものとしておりますけれども、一部の自治体においては財政上の制約によるものというところもございます。

**○岸まきこ**　今御答弁いただいたとおり、139地方自治体が引下げを行うというのは極めて問題です。これらの地方自治体に対して断固とした総務省の対応を求めます。その点についていかがでしょうか。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長政府参考人**　先ほど委員から御指摘がございましたように、総務省としては、制度の適正な運用について昨年末に通知を発出しまして、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する一方で給料、報酬や期末手当について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わないものである旨助言をしているところでございます。

　先ほど申し上げました財政上の制約による等の理由による一部の団体につきましては、ヒアリングの機会等を活用して適切な対応を行うよう促してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　今後、個別に対応していただけるというような答弁であったと思います。

　まさに、年収が変わらないからいいんだという問題ではなくて、当然、今も、政府も物価高の対策とかいろんな定額減税までも今回やるんですが、毎月のこの月例給が下がるなんていうことは絶対あってはならないですし、まさかその勤勉手当を支給するために期末手当を下げるということも必ずあってはならないということなので、しっかりとそこは対応していただきたいです。

　次に、自治財政局策定の2024年度地方財政対策の概要において、会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費として1810億円が計上されています。これは対象となる全ての会計年度任用職員に係る勤勉手当を積算したものと解しますが、そのような理解でよいか、お伺いいたします。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　お答えいたします。

　会計年度任用職員の勤勉手当につきましては、昨年、支給対象となる全職員を対象とした支給見込額等に係る調査を全国の地方団体に対して実施をいたしました。当該調査におきましては、全ての団体から、その支給見込額、勤勉手当の支給見込額について回答があり、その調査結果に基づき、令和６年度の地方財政計画において勤勉手当の支給に必要となる所要額1810億円を積算したものでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　それぞれの自治体にきちんと調査をして、必要な経費を予算として確保したということで、明快な御答弁をいただきました。

　会計年度任用職員への勤勉手当の支給については、いまだ、残念ながら、先ほど答弁でも明らかになったとおり、関係条例の整備が予定すらもされていない自治体が存在していること、あるいは勤勉手当の支給に伴って月例給や期末手当を減額する自治体が存在するということは、昨年この４月25日に総務委員会で議決した附帯決議にも反する極めて重大な問題であることを委員会全体としても共有をしていただきたいと思います。

　そして、総務省においても重ねて厳格な対応を求めていただくように、これは要請しておきます。

　次に、会計年度任用職員の給与改定の実施時期の常勤職員の改定に準じた改定、つまり人事院勧告に伴う遡及改定に関してですが、2023年度分に関する地方自治体の対応についてお尋ねします。

　具体的には、会計年度任用職員の給与の改定を2023年４月に遡及して行った自治体数、また行わなかった自治体数のそれぞれの状況を明らかにしてください。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長**　会計年度任用職員の給与の遡及改定を今年度に実施又は実施予定とした団体は、昨年12月１日時点におきまして986団体、全体の55.1％となっており、一方で遡及改定を実施しない団体は802団体、44.9％となっております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　４月に遡及改定が全ての自治体において行われない、今の御答弁をいただくと、実施するのは986団体で55.1％、その他の802団体、約45％が実施をしないという実態に置かれているというのは極めて遺憾であります。

　常勤職員の改定に準じた改定ということからの情勢適応の原則、また、国の期間業務職員はきちんと遡及をしているので、この遡及をして行っていないということについては、均衡原則という地方公務員の根幹を成す原則からも問題であると指摘せざるを得ません。

　ところで、この会計年度任用職員の給与改定に伴い必要となる財源については、令和５年度補正予算（第１号）に伴う対応等についてで示されているとおり、確保されているという認識でありますが、そこでお聞きしたいのは、補正予算に伴う対応等で措置された会計年度任用職員の給与遡及改定に関わる額について具体的にしてください。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　令和５年度の人事委員会勧告を踏まえた令和５年度の地方公務員の給与改定、これにつきましては、会計年度任用職員の遡及改定も含めて全国の地方団体に遡及するかどうかの調査を行って、その調査結果に基づいて所要額を見込みました。令和５年度の遡及改定の所要額として見込んだのは331億円でございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　この財政措置として、各自治体に遡及改定予定の調査を行って、所要として331億円というふうに明確に予算額を計上していただいたということです。国においてこのように必要な財源まで準備するという措置を講じたにもかかわらず、それでもなお遡及改定を行わなかった地方自治体が多数あるということであると理解をいたします。

　その上で、2024年度の給与改定について、今後の人事院及び人事委員会の勧告を待つこととなりますが、恐らく、今の春闘状況でいうと、民間春闘かなりいいので、恐らく今年も期待できるのではないかと考えます。

　仮に昨年同様の引上げが措置される場合に、会計年度任用職員の給与改定に係る所要額も含めて、年度途中に生じる財政需要については地方財政計画に計上している追加財政需要額により対応することを基本、年度途中に生じる財政需要の見込みが追加財政需要額を上回る場合には補正予算による地方交付税の増額も含めて適切に対応というこれまでの総務省の対応、つまり会計年度任用職員の改定遡及に必要となる財源措置は2023年度と同様の扱いが行われるという理解でよいか、お伺いいたします。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　お答えいたします。

　令和６年度の人事委員会勧告を踏まえた地方公務員の給与改定につきましては、会計年度任用職員の遡及改定も含めまして、これまでと同様、あらかじめ地方財政計画に計上しております追加財政需要額による対応を基本としつつ、地方団体の財政運営に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。今年度についても必要に応じて対応していくということです。

　ここまで聞いて皆さんもお分かりのとおり、これだけ明確に財源も付ける、そして原則常勤と一緒にしなきゃいけないというふうに総務省としては明確にいただいております。にもかかわらず、なぜこの2023年度において遡及改定を実施しなかった自治体があるのか、その理由について総務省として把握しているでしょうか。把握しているのであれば具体的に明らかにしていただきたいです。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長**　昨年12月の調査におきまして、今年度遡及改定を実施しない団体の主な理由としましては、システム改修が間に合わない、あるいは任用時に勤務条件を既に示しており年度途中での変更が困難であるなどが挙げられたところでございます。

　総務省といたしましては、引き続き、地方公共団体に対して、会計年度任用職員の給与の遡及改定についてヒアリングの機会等を活用して適切な対応を行うよう促してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　なので、今聞いていると、財政的負担というのは、先ほど質疑で明らかにしたとおり、それは問題になっていないという理解でよろしいですかね、今の答弁でいうと。

**○小池信之　総務省自治行政局公務員部長**　主な理由は先ほどお話しした２つでございますので、細かく見ればそういう事情のところもあるかもしれませんが、引き続き総務省の方から適切な対応を促してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　では、その２つの理由ということで、システムとか事務的負担、契約変更というのを理由としているのであれば、これもまた話になりません。なぜかというと、そもそも総務省が遡及改定を周知促したのは、私がこの質問した後の昨年の５月の２日でございます。半年もの準備期間がある時間的猶予があったことからすれば、これらの理由は限りなく虚言に近いのではないかと指摘せざるを得ません。

　やはり、潜在的な意識として、地方自治体において常勤職員との差別意識が残念ながら色濃く存在しているのではないでしょうか。会計年度任用職員の役割や存在意義、重要性に関する松本大臣の見解について全ての地方自治体側が同様の認識にあるのならば、このような事態には断じてなりません。その意味では、松本大臣の地方行政の重要な担い手という見解が全ての地方自治体において共有されることが第一義的に重要であることを指摘いたします。

　改めて、このような地方自治体における会計年度任用職員の実態を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当の支給並びに月例給の遡及改定について、松本大臣の明快な見解と具体的対応をお伺いいたします。

**○松本剛明　総務大臣**　会計年度任用職員の皆さんが大変重要な役割を果たしていただいているという認識は、これまでも申し上げたとおりでございます。

　そういった中で、これからやはり本当に住民にとって質が高い行政サービスを維持向上させていくためにも人材の確保は大変重要でございまして、その人材の確保の中で、雇用形態につきましては自治体の御判断があろうかと思いますけれども、会計年度任用職員の処遇の確保、改善というのは極めて重要だということで、岸委員からも御指摘がございましたが、これまでも期末手当の支給に加えて勤勉手当の支給の法改正を行い、また、常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする旨、地方公共団体に通知を発出するなどの取組をさせていただいてきてまいりました。

　申し上げましたように、自治体にとりまして人材確保による行政サービスの確保という側面も、また、政府におきましては、やはり所得、物価高騰を上回る所得を確保することによる好循環の創出にとりましても極めて重要だという認識の下、今公務員部長始め総務省からも御答弁させていただきましたように、会計年度任用職員の適正な処遇確保、改善にしっかりと対応させていただきたいと思っております。

**○岸まきこ**　松本大臣、ありがとうございます。

　本当に、昨年の自治法改正のときの趣旨というのは、そしてこの自治法改正のときの委員会での質疑のやり取りは本当に意義があるというものでありました。にもかかわらず、残念ながらそのような実態があって、これ、市役所とか町役場とか村役場で働いている職員だけではなくて、教職員の会計年度任用職員にも同じことが起きているということで考えると、やっぱり遡及問題であったり勤勉手当というのはいち早く解決していかなきゃいけません。先ほど大臣からも答弁いただいたとおり、引き続き総務省としても先頭に立って各自治体に促しをしていただきたいということを重ねてお願いいたします。

　次に、また同じく地方交付税法に関連して、今度は保育士の配置基準についてお伺いをしたいと思います。

　政府は、76年ぶりに、４、５歳児の保育士の配置基準がそれまでは30人に１人であったのに対して25五人に１人というふうに、いわゆる25対１に見直すことを決めました。

　確認ですが、この見直しによって、公定価格分について地方交付税や地方財政計画でどのように算定されているか、お伺いします。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　お答えいたします。

　４歳、５歳児の保育士配置基準の改善に係る費用を含めた保育所の運営費につきましては施設型給付費によりまして公費負担することとされております。

　私立保育所につきましては、国と地方が負担をすることとなるわけでございますけれども、この公費負担額を地方財政計画の歳出に計上した上で、その地方負担額の全額を普通交付税により措置することとしているところでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。民間の保育所については、４、５歳児の保育士の配置基準の見直しによっていわゆる公定価格分が措置されることが確認できました。

　それでは、公立保育園の、公立保育所の経費分はどのように算定、措置されるのか、お答え願います。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　公立保育所につきましては、地方団体が全額負担をすることとされておりますが、この地方負担額を地方財政計画の歳出に計上した上で、その全額を普通交付税により措置することとしているところでございます。

**○岸まきこ**ありがとうございます。公立保育所についてもきちんと地方交付税で措置されるという御答弁をいただきました。

　公立保育所の運営費は交付税の中で一般財源化されていることから、現場ではこんな事象が起きているので、問題を共有したいと思います。

　2015年から、実は既に３歳児の配置改善加算、それまで20対１だったものが15対１に改善されるというのが実施されています。しかし、全国の市役所等でつくっている労働組合、自治労の調査では、公立保育所のうち４割しか３歳児の配置改善がなされていない、要は15対１になっていなくて20対１のままだよという結果にあります。これは、公立保育所の運営費が一般財源化されていることから、残念ながら、財政に厳しい自治体においては満額を保育所経費に回していないという問題が起きているのではないかと考えます。

　現場の保育士からは、今回の４、５歳児についても同じように改善されないのではないかという懸念があります。政府として、こども未来戦略で決定し、やっと改善すると決めたのですから、当然、公立保育所においても率先して改善させることを徹底していただきたいです。

　松本大臣、是非、この問題について、こども家庭庁とも連携を取りながら、そして地方財政で改善分を確保しているということの周知徹底をお願いいたします。いかがでしょうか。

**○松本剛明　総務大臣**　やはり、子育て支援という意味で、保育所の適切な対応ができるようにということで、配置改善もそういった観点から行われてきたものというふうに認識をしておりますし、私自身も議員として、やはり国にとっても教育、子育て支援は大変重要だということで、保育士の配置基準についてはずうっと注視をさせていただいてきておりました。

　そういった中で、交付税の使途については自治体の御判断があることは委員もよく御案内のとおりでありますけれども、少子化が重要な課題であるという認識の下で、こども未来戦略におきまして、支援の拡充の一つとして、４、５歳児の職員配置基準の改善が令和６年度から盛り込まれたところでございますので、先ほど自治財政局長からも御答弁させていただきましたが、公立保育所における保育士の配置基準の改善に必要な経費を含めた保育所の運営費について、その全額を地方交付税により措置することとしておりまして、特に４、５歳児の配置基準改善については本年１月に各地方団体に対して事務連絡を発出して周知させていただきました。

　安心して子供を預けられる体制整備を進める観点から、公立保育所においても配置基準の改善が実施されることは重要であると認識をしており、各地方団体において適切に御対応いただきたいと考えております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。大臣も同じ認識ですので、また引き続き、１月に事務連絡で出してはいただいているものの、プッシュをしていただくように、こども家庭庁とも連携を取って行っていただきたいです。

　次に、本日、金融政策決定会合で、既に、お昼、皆さんの事務所にも連絡が来ていると思いますが、これまで金利が非常に低い状態でありましたが、いよいよ日銀が足下の物価や春闘の動向を踏まえて見直すことを決定いたしました。これによって地方の財政がどうなっていくのかという懸念についてお伺いいたします。

　これまでは金利が非常に低い状態であったので地方債や交付税特別会計借入金の支払利子にとっては負担が少なかったんですが、今後、この見直し、金融政策の見直しによって、すぐにはどうこうというわけではないですが、将来的に見ると、やっぱり17年ぶりの見直しですので影響が出てきます。

　臨時財政対策債の抑制と交付税特別会計借入金の償還が進みつつあるものの、依然として債務残高は巨額の水準にあります。地方財政への影響をどのように考え、今後どのように地方財政の確立をしていくのか、お伺いします。

**○松本剛明　総務大臣**　委員もよく御案内のとおりかと思いますけど、金利上昇に伴う地方財政への影響につきましては、地方債の多くが長期債として発行されていることから、足下の金利水準が上昇した場合には主に新たに発行される地方債の利払い費に影響が出ることとなります。

　なお、将来の金利動向について現時点で明確なことを私から申し上げることは難しい側面がありますが、地方財政計画を毎年度策定をする際に当たっては、その時々の金利水準を踏まえて適切に利払い費を見込み、公債費を計上して、公債費を含め地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な地方財源を確保していくようにしてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。そうなんです。足下すぐではないんですが、やっぱり将来的にも見通してきちんと財政措置をしていただくということを重ねて要望しておきます。

　地方交付税において子ども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定を、この度、明確、的確なものにするために、新たな算定費目としてこども子育て費を創設することになります。

　しかし、18歳以下人口の割合が小さい自治体にとってみれば支援策に差が付いてしまわないのか、また小さい団体にも配慮した補正がなされる予定なのか、お伺いいたします。

**○大沢博　総務省自治財政局長**　お答えいたします。

　こども子育て費につきましては、子ども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとする観点から、測定単位を18歳以下人口として算定をすることとしております。その上で、人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講ずることを予定しているところでございます。

　各地方団体が子ども・子育て政策に係る取組を着実に実施することができるように、適切な算定に努めてまいりたいと考えているところです。

**○岸まきこ**　また、子ども・子育て支援というのは単年度で終わるわけではございませんので、成果が出づらいんですね、なかなか単年度では。なので、長期的に安定的な財源の確保が必要です。今聞いても多分答えられないと思いますが、次年度以降もきっちりとこのこども子育て費というのを継続していくということをお願いしておきます。今後も安定的な財源確保をお願いします。

　次に、森林環境譲与税についてお伺いをします。

　本法案において、森林環境譲与税に係る譲与基準の見直しが行われることになりました。これ、何度も何度も要請してきたので、１つ、一歩前進ではあります。これまでは総額の３割が人口による配分であったため、森林が少ない若しくは森林がない都市部に分配額が大きく、森林を実際に多く有していても人口規模が少ない町村については、町村というか自治体については配分額が少ないという問題がありました。今回の見直しによって譲与基準が見直されるため、森林を持つ市町村における活用がしやすくなるのではないかと期待するところです。

　森林の管理、整備は、近年場所を問わず発生する自然災害の状況を見ても、また地球沸騰化と言われるこれだけ大変な状況になる中で、温暖化対策としても急がなければなりません。

　一方で、これまでも、これも私、何回も問題提起してきましたが、昔はそれぞれの自治体に山のプロと言われる自治体の職員が配置されていたんですが、今は、集中改革プランであったり平成の大合併によって森林整備を促進するための市町村の林務担当者というのは不在の状況であるところが多いです。今後どのように確保していくのかということが課題になっています。

　地域林政アドバイザー制度の活用も行っているようですが、市町村の意向と人材のマッチング、市町村林務担当者の育成、確保の仕組みづくりの確立に向けどのようにお考えなのか、お伺いします。またあわせて、市町村の林務担当者がいても、その地域で民間の林業労働者がいなければ市町村からの委嘱や業務委託の実務はできません。地域の人材確保をどのように国として支援するのか、副大臣にお伺いします。

**○鈴木憲和　農林水産副大臣**　御質問ありがとうございます。

　まず、市町村が森林環境譲与税等を活用して主体的に森林整備を進めるためには、先生御指摘のとおりで、その体制の整備充実が何よりも重要というふうに考えております。

　農林水産省では、市町村が林業技術者を地域林政アドバイザーとして雇用する取組を推進するとともに、森林技術総合研修所における実務研修の開催などに取り組んでいるところであります。ちなみに、この地域林政アドバイザーでありますけれども、令和４年度で全国で307名配置をされておりまして、先生御地元の北海道では21自治体に36名、御地元の岩見沢市にも１名配置をされているところであります。

　また、民間林業分野の人材確保に向けては、林業大学校等で林業への就業を目指して学ぶ青年への給付金の支給、林業就業ガイダンスへの支援、新規就業者の資格取得や体系的な研修への支援などに取り組んでいるところであり、農水省としては引き続き市町村しっかりとサポートしてまいりたいというふうに思います。

　ちなみに申し上げますと、私の地元でも同じような課題認識持っておりますので、やはり首長の皆さんがいろんな人事の中で林務の担当者をしっかり育てようという意識を持っていただくことも大変大切な要素かなというふうに思いますので、これからも働きかけてまいりたいと思います。

**○岸まきこ**　鈴木副大臣、ありがとうございます。よくよく、じゃ、御地元のことも理解していただいて、これから一生懸命そこを支えていただくという御答弁をいただきました。

　次に、私有林の人工林がないことから、森林環境譲与税の需要が少なくて、譲与金を基金に積み立てている都市部の市町村、市区町村もあるようです。今後も人口割ベースにして２．５割が配分されるので、多額の森林環境譲与税が配分されることになります。思うように活用されないケースも継続される懸念が残るのではないかという問題意識です。こういった都市部における木材利用の促進を一層推進することが重要と考えますが、国としてどのように推進していくのか、お伺いします。

　またあわせて、基金等に、実は調べたところ、例えば渋谷区なんかは森林がゼロのようなんですが、全部基金に積み立てておりまして、この間ずうっと基金に積み立てています。基金に積み立てることが悪いわけではないんですが、渋谷区の事例でいうと、担当者が財政担当で全然林野に詳しくないというか、そもそも森林がゼロなので林野担当者なんているわけがないんですが、こういったところは非常に困っているみたいなんですね。こういったところの活用を更に図っていかなきゃいけないのではないかというふうに考えています。

　また、逆に、森林を保有する市町村については、活用を図りたいけれども、やっぱり人口割が残ってしまっているので金額が足りない、予算が足りないということも想定されることから、なかなか言いづらいところではありますが、譲与基準を含めた更なる見直しというのは必要ではないかという私は問題意識を持っています。

　政府はその認識に立っているか、確認の意味で御答弁お願いします。

**○鈴木憲和　農林水産副大臣**御質問ありがとうございます。

　まず、森林環境譲与税を基金に積み立てていることについて、市町村にその理由を伺ったところ、まず、学校などの公共建築物の建て替えのために巨額なお金が掛かりますから複数年分を積み立てているという事例や、単年度の譲与額が少ないために複数年分をまとめて執行する予定であるという回答だったり、あとは、現在は森林、これは都市部というよりは森林があるところの自治体ということになりますが、現在は森林所有者への意向調査等の準備段階であるため今後森林整備にしっかりと活用していく予定といった回答があったところでありまして、個々の自治体の事情に応じて今後計画的に執行されるものというふうには承知をしているところであります。

　農林水産省といたしましては、何よりも川下でしっかりと使っていただくということがまずないと木材切り出しても活用がされませんので、まず、この譲与税の使途をしっかりと都市部の自治体に対しても周知徹底をしていくということや、全国の優良事例の収集、共有、そして山元においては地域林政アドバイザー制度の活用促進や研修等による体制強化等により、市町村の取組が円滑に進むように支援を行ってまいりたいというふうに思います。

　更なる見直しということについての気持ちを述べよということでありましたので、私自身もいろんな思いを持って取り組まさせていただきたいというふうに思いますが、まずは、これは都市部と山間部と双方の合意で初めて成り立つ税制だというふうに思っておりますので、まず、令和６年度からこの私有林人工林面積による譲与の割合を50パーから55パーに見直されることになりましたので、これによってしっかりとこの2050年カーボンニュートラルの実現や花粉症対策のための杉人工林の植え替えの加速化など、効果を期待しているところであります。

**○岸まきこ**　なかなか２問目の質問は答えづらいところでしたが、お答えいただきました。まだまだ農林水産省としても、これは１回見直したけれども、これで終わりでないんだよということは認識が共有できたんではないかというふうに思います。

　それで、先ほどの質問にも重なってくるんですが、副大臣もおっしゃったとおり、やっぱり川下でいかに利用するかというのは、地方で働く林業労働者を守っていくということに、循環にもなってくるので、やっぱりここしっかりと都市部においても使っていただくということをもっともっと積極的に促していただきたいということをお願いいたします。

　また、引き続き、地方財政の措置の拡充等、必要な予算確保は総務省としてもよろしくお願いいたします。

　次に、新たな経済に向けた給付金、定額減税についてお伺いをします。

　政府は、2023年11月２日に閣議決定を行いました総合経済対策について、賃金上昇に物価高が追い付いていない国民負担の緩和等を目的に所得税３万円、個人住民税１万円を定額減税すると決め、本法律案によって実施されることになります。

　細かい点も含めて確認をいたしますが、最初に、住民税、所得税減税は所得制限を設けていますが、この金額の妥当性、根拠を伺います。また、全員ではなく一部制限することによって、より自治体の実務、事務手続は煩雑になるのではないかと考えます。煩雑になるということは誤りが起こりやすくなるといった懸念はないのか、お伺いいたします。

**○池田達雄　総務省自治税務局長**　お答えをいたします。

　今般の定額減税でございますが、令和６年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1805万円以下である方を対象としております。これは給与収入に換算いたしますと2000万円以下に相当するものでございますけれども、このようなことにした理由でございますが、今般の定額減税の趣旨が物価高による国民の負担感を緩和し、可処分所得を下支えすることが目的であること、それから、このような高額の所得者を対象外とした場合でも、例えば子育て世帯で見てみますと、99％の世帯は対象になると考えられること、さらには、給与収入が2000万円を超えるような比較的高額な所得者の方、こういった方は給与以外の所得も稼得している方も多いと考えられますので、賃上げとの相乗効果という意味では他の所得層と比較してやや相乗効果が低いと考えられること、こういったことを総合的に勘案をいたしまして、与党税制調査会の御議論を経て、給与収入2000万円超相当の所得者を対象外とされたものでございます。

　このような所得制限が設けられたことも含めまして、地方団体に対しては、昨年12月の税制改正大綱の閣議決定後、速やかに全地方団体を対象とする説明会を開催いたしまして、このとき寄せられました質問などを基に１月にはＱアンドＡを策定し、地方団体にお示しをしております。

　引き続き、地方団体が定額減税の事務を円滑に行うことができますよう、関係府省と連携して丁寧な説明や対応に努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　その高額所得者については制限をするということ自体は否定はしません。でも一方で、やっぱりこの制限を掛けることによって、コロナのときの臨時特例給付金と同じで、それだけ事務手続的に言うと煩雑になってくるというのは否定できないのではないかと考えます。そういった点はやっぱりもうちょっと慎重にやるべきだったんじゃないかな、迅速にやろうと思えば、複雑にすればするほど分かりづらくなるというところです。

　次に、過去の減税策は率での方式が多く、定額減税を行ったのは直近では1998年の橋本内閣となります。今回、定率ではなく定額とした理由は何か、また１回きりだとそもそも効果が薄いのではないか、松本大臣はその辺りどのようにお考えなのか、お伺いします。

**○松本剛明　総務大臣**今回の定額減税でございますが、これは、経済全体のデフレマインドからの払拭を促すことで、物価上昇を上回る所得の伸びが確保できるような状況をつくり上げることで、消費と投資の力強い循環という経済の好循環が生み出すことができるようにということで行われる一時的な措置の一つというふうに理解をしておりますが、その場合に、食料やエネルギーの物価高は所得のより低い世帯ほど相対的に影響が大きいと考えられますので、所得の低い方ほど減税の割合が大きくなる定額減税の形式を取ることが適切な対応だと考え、このような対応としたところでございます。

　定額減税につきまして、政府として複数年度にわたって実施することは想定をいたしておりませんが、先ほども申しましたように、今年の賃上げや所得増を来年以降にもつなげて、各種の施策を総合的に講じることで物価上昇を上回る所得の伸びが確保できる経済の実現を目指してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　やっぱり、１回こっきりというのは果たして効果があるのかどうかというところと、定額減税なのか定率減税なのかというのはしっかりとやっぱり検証が必要だと思うんです。この後もこれしっかりと追っての質疑とかも機会あればやっていきたいと思います。

　次に、定額減税といっても所得税と個人住民税では手法が異なると承知しております。

　住民税は、本年６月分を徴収せずに、定額減税後の税額を本年の７月分から翌年の５月分までの11か月で順次控除することになるというのが一般的に広報されていますが、その方法は納税の仕方によって異なります。

　例えば、年金受給者の場合、所得税は６月１日以後に支払われる年金に源泉徴収される所得税から控除をされることとなりますが、住民税については10月分の特別徴収税額から控除されることとなり、国と地方で時期にずれが生じることになります。国と地方というのは、住民税と所得税でずれが生じることになります。こういったところにも私は分かりづらさがあるんじゃないかなと考えています。

　総務省としても、なるべく過去の事例を踏まえ、混乱しないように考えたとは思われますが、一方で、住民から見れば、所得税と扱う月が異なるため、理解が進まないのではないでしょうか。なぜ分かりやすくそろえなかったのか、また周知徹底を今後どのようにするのか、伺います。

**○池田達雄　総務省自治税務局長**　お答えをいたします。

　この年金所得に係る個人住民税の特別徴収の場合でございますけれども、４月、６月、８月までは前年の年税額を基に算出いたしました仮の税額により徴収を行うことと法律上なってございまして、既に年金所得者の方にこの仮徴収の税額をもう通知済みでございます。したがいまして、令和６年６月からの個人住民税の減税を行うことは実務上なかなか難しいという面がございました。そのため、例外的に、実務上可能なタイミングである10月から実施することといたしておりますけれども、御指摘のとおり、所得税については年金所得者の方についても令和６年６月から減税が行われ、減税の効果がその方にも届くということになってございます。

　定額減税のこのような実施方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地方団体向けの説明会やＱアンドＡで丁寧に説明を行っているところでございますが、引き続き、地方団体及び関係府省と連携しながら、機会を捉えて丁寧に周知広報を行ってまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　年金受給者の方とお話ししたら、６月に全部４万円引かれるんだよねというふうに言っていました。だから、全然分かっていないんですね。その辺も含めて周知徹底というのは必要だと考えています。

　総務省は御承知かと思いますが、例えば小さな役場、自治体で考えると、住民税だけを考えればいいだけではなくて、所得税とはざまの調整給付、そういったことまで相談が来るのはやっぱりこれ税務署ではなくて市役所とか町役場です。省庁の縦割りを超えた対応が必要になってくるので、内閣府及び総務省には適時その省庁間の調整、対応をしていただきたいんです。その辺り、局長、よろしいですかね。

**○池田達雄　総務省自治税務局長**　御指摘のとおりでございまして、定額減税と給付金の事務というのは非常に密接に関連をいたします。

　先ほど申し上げました12月に行いました説明会も、総務省と内閣府で合同して、内閣官房も含めて合同で開催しております。

　給付金支給事務に当たってはまさにこの住民税の情報を活用することから、総務省といたしましても、地方団体の御理解が得られますよう、内閣府、内閣官房と一緒になりまして説明に努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**引き続き、現場からも声を聞いて、必要に応じてちゃんと適切にやっていただきたいということをお願いします。

　次に、個人住民税は定額減税で個人住民税所得割の年額の税負担は減ることになるんですが、給与所得者で月々の負担感が増える世帯が生じるケースがあります。

　例えば、例えばですが、単身世帯の給与所得者で、2024年度分の所得割額が24万円だったと、分かりやすくする、24万円だったとします。そうした場合、月々の特別徴収される所得割額は、通常であれば24万円を12月で割るので月２万円ということになるんですが、本改正案のとおり定額減税をすると、24万円から減税分の１万円を引いた年額23万円を11か月で割ることになるので、月々の納税額が20，900円となります。これ想定ですけどね。いわゆる毎月の手取り額がかえって減ってしまうということになってしまうんです。

　所得割額が、総額で見れば税負担は減るものの、本年の７月以降に特別徴収される所得割額が増加することで月々の税負担感が増す世帯が生じることになるという問題意識です。このような世帯は定額減税の実感が薄れてしまうのではないかと考えますが、政府はそういった生活実態とのそごをどのように認識しているのか、お伺いします。

**○池田達雄　総務省自治税務局長**　お答えをいたします。

　個人住民税の定額減税に係る給与所得に係る特別徴収についてでございますが、地方団体や特別徴収義務者の実務に配慮いたしまして、先ほど来御指摘ありますとおりに、令和６年６月分を徴収せず、令和６年７月分から翌年５月分までの11か月分にならして徴収する方式としておりますが、これは賃上げを実現するタイミングに合わせて減税の効果を早期にお届けするということにもつながっていると考えております。

　委員今御紹介いただきましたケースでありますが、給与所得者について、世帯構成や各種控除の状況によりまして７月以降の各月の徴収額が、特別減税を行わない場合に比べまして各月の徴収額がその場合の各月の徴収額を若干超える場合があるということが生じ得るというのは承知しておりますが、６月ぐらいに送付いたします納税義務者の特別徴収税額通知、これを見ていただければ、年間を通じた税額では税負担が軽減されることは明らかにその通知でなっておりますので、御理解いただけるよう今後とも丁寧な説明に努めてまいります。

**○岸まきこ**　ベアもなかったり、昨年と同じ給与所得の人はどうしても毎月の給料だけを見ると、あれ、去年より税多いんじゃないかというふうにならないかという問題意識です。そういったところは、やっぱりアナウンスというか、分かりやすく説明しなきゃいけないんですが、幾ら聞いても多分分かりづらいと思うんです。なかなか難しい問題です。ただ、分かりやすくこの後も説明をしていっていただきたいというところです。

　次に、減税時期が対象者によって異なって、可処分所得を直接的に下支えする意味で定額減税は即効性に欠けるのではないかといった指摘が衆議院でもされてきたところです。控除年度を見ると、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者の定額減税分は2025年度分の所得割額から控除することとされておりまして、2025年６月以降に控除されることになるということです。

　物価高騰の影響を受けているのは同一生計配偶者を有する納税義務者も同じであって、なぜここは１年も更に遅れることになるのか、経済対策の観点でいえば矛盾しているんですが、政府の見解をお伺いします。

**○池田達雄　総務省自治税務局長**お答えをいたします。

　委員御指摘の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者とはですが、納税義務者本人の前年の合計所得金額が1,000万円を超えており、かつ、生計を一にする前年の合計所得金額が48万円以下の配偶者の方、この方に係る10,000円の控除については例外的に令和７年度分の個人住民税所得割額から行うこととしております。

　これは、現行制度において控除対象配偶者以外の同一生計配偶者、この方というのは配偶者控除なり配偶者特別控除の見直しを行ったときにその対象から外れた方でございまして、所得税、個人住民税において網羅的にその方の情報というのを捕捉できておりませんことから、令和６年度分の個人住民税で減税を行うことは実務上困難であるため、令和７年度で対応するものでございます。

　令和７年度分の個人住民税におきましては、減税が円滑に実施できるよう、令和６年分の源泉徴収票なり給与支払報告書等におきまして当該情報を記載していただくなど、国税と連携しながら必要な対応を行うこととしております。

　なお、この方の世帯全体で見ますと、納税者、納税義務者御本人及びその配偶者の方を除く扶養親族に係る所得税、個人住民税の定額減税は令和６年６月以降速やかに実施されること、こういったことを踏まえますと、直ちに経済対策の効果が薄れるまでとは考えてはおりません。

　今後とも、納税者の皆様に丁寧な説明を行いまして、御理解をいただけるよう努めてまいります。

**○岸まきこ**　制度なので、どこかでそういうものは出てくるというのは私も承知の上で質問をしておりますが、やっぱりおかしいんじゃないかという問題意識ですね。

　次に、住民税の課税基準日は１月１日ですが、定額減税における出生や死亡の取扱いはどうなるのでしょうか。例えば１月２日以降に死亡した場合でも、住民税の場合は相続人が課税義務を継承するということになるので定額減税の対象となると考えてよいと思うんですね。私も、昨年、父が亡くなって、その後も住民税、父の分継承しまして納税しましたので、そういう意味でいいと思うんですが、そこの確認と、逆に１月２日以降に生まれたお子さんは定額減税の対象とならないのか、所得税と住民税の取扱いは同じなのか、明確にしていただきたいです。また、実際に税務担当窓口でそういったことが明らかになっていないと住民とのトラブルになりかねないということもあるので、この辺の周知広報は責任を持って政府が対応すると言っていただけるかというところの質問です。

**○池田達雄　総務省自治税務局長**お答えをいたします。

　今般の定額減税につきましては、令和６年分の所得税及び令和６年度分の個人住民税からそれぞれ減税を行うこととされております。令和６年分の所得税に係る扶養親族等の判定時期は、所得税法の規定に基づきまして、令和６年120月31日の現況によるとされておりますので、委員御紹介いただきました例でいきますと、令和６年１月２日以降にお生まれになられた方、死亡された方については定額減税の対象となります。一方で、令和６年度分の個人住民税における扶養親族等の判定時期でございますが、これは令和５年、令和５年12月31日の現況によることとされておりますので、死亡された方は対象となるわけでございますが、令和６年１月２日以降に生まれた方については定額減税の対象とはなりません。

　このように、課税の基礎となる年がそれぞれの税目で異なることにより取扱いに差異が生じるケースがございますけれども、賃上げが実現するタイミングに合わせて、令和６年６月以降、実務上できるだけ速やかに減税を行うとするために、この辺りはやむを得ない取扱いであるのかなというふうに考えております。

　今後とも、地方団体や納税者の皆様に混乱が生じないよう、丁寧な周知、説明に努めてまいります。

**○岸まきこ**　基準日なのでどうしてもそういうのが生じるというのは承知の上で、でも、これ全然伝わっていないんじゃないかという問題意識で質問させていただきました。ほかにも本当はこの定額減税いろんな疑問があるんですが、時間も限られているので、できなかったです。

　そもそも、岸田政権が掲げた総合経済対策は、手間暇を含めた費用を考えると、効果はどこまであるのかというのは甚だ疑問です。今回の定額減税と、地方創生関係となりますが、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付も自治体が実際には実務を担うことになります。それ、実際に実務を担うところになるんですが、国民にとって非常に分かりづらく、なぜこんな制度を官僚の皆さんがつくらなければならなかったのかなというふうに本当に疑問でなりません。本当です、正直ですね。

　自治体の担当者からは悲鳴の声が上がっているんです。私のところに、ある町役場の住民課長さんからお手紙をいただいたので、ここで披露をして、大臣の見解を述べていただきたいと思うんです。

　今回の給付金やら定額減税、我が町でも年末より給付金に振り回され、担当課は大変忙しい思いをしています。非課税世帯への支給は百歩譲って仕方ないとして、令和５年度の住民税均等割のみ世帯への支給、その次は所得税、住民税の減税、また令和６年度の非課税世帯への支給と、次から次へと続きます。所得税からの控除は小さな事業所の給与担当も大変です。自治体も限られた人員の中でこの複雑な業務をこなしていくのは大変で、担当課職員は残業が続いています。しかも、非課税やら住民税均等割のみ世帯やら、住民に理解しにくい内容で、先ほども言ったような定額減税についても、しにくい状況です。説明に要する時間もかなり長く掛かっている状況で、こんな複雑な制度にするなら、良いか悪いか分からないけれど、いっそのこと定額給付にしてもらった方が１回で済んだのにと課内で話しています、本当に意味が分かりませんというお手紙です。

　大臣、これが現場の生の声です。こういった事象をどう受け止めているのか、お答えいただきたいです。

　また、昨年11月29日の当委員会でも指摘しましたが、少なくともこういった住民税の減額の政策を決定する前に地方の意見を聞く場を設けることを徹底していただきたいし、無用な仕事を自治体に増やして混乱を来すことは避けていただくことをお約束していただきたいです。その確認の意を込めて、大臣に御答弁をお願いいたします。

**○松本剛明　総務大臣**　今般の定額減税の政策目的についてはもう繰り返し御答弁申し上げてきたところでございますが、この定額減税を行うに当たって、地方自治体の皆様には、納税者それぞれについて減税額を算出して控除していただくという税務上の事務のほか、減税し切れなかった方などに対する給付金支給事務との連携が必要になり、地方団体の皆様には一定の事務を実施していただくことになっているということはよく認識をしております。

　このように、事務が円滑に実施できるようにとの考えから、政令指定都市、中核市、その他の市、町村、それぞれ複数団体から意見を伺わせていただきまして、定額減税について、課税実務やシステム対応等に配慮し、給与所得者について、令和６年６月分は特別徴収を行わず、減税後の税額を残り11か月でならして徴収を行う方式を取る、これも幾つかの方式と比較をしてこのような方式を取ったというふうに認識をしております。

　また、減税し切れなかった方に対する給付金の支給については、活用可能な税情報を基に１万円単位で支給するなど、地方団体の事務負担にできる限り配慮して制度設計、執行上の工夫を行わせていただきました。

　また、地方団体が早期に準備に着手できるようにと考えまして、昨年12月の税制改正大綱の閣議決定後、速やかに全地方団体を対象とする説明会を開催をいたしました。寄せられた質問などを基に１月にはＱアンドＡを作成して地方団体にお示しをいたしました。

　デジタル庁の方からも、給付の申請受付から振り込みまで数日でデジタル完結できる給付支援サービスを開発し、地方団体へ導入支援等を行うこととしております。

　総務省は、政府におきまして地方団体との連絡調整を担っておりますので、これからも地方団体のお声を伺いながら、定額減税、給付金支給事務が円滑に進むように、関係府省と連携し、また改めて各方面の地方団体の実情をしっかり踏まえた対応ができるように努めてまいりたいと考えております。

**○新妻秀規　総務委員長**　おまとめください。

**○岸まきこ**　はい。

　大臣、そのときは、大臣、閣僚じゃなかったかもしれませんが、少なくとも今後はこういった混乱を来さないように、事前に、自治体に制度設計をする前に確認をしていただきたいということを申し上げ、質疑を終わります。

　ありがとうございました。